

「令和7年度困難を抱える女性に向けたアウトリーチ型相談支援事業企画運營業務」に係る質問に対する回答

令和7年7月11日

資料名・該当部分	質問内容	回答
1	予算から支出して、来場者に対する飲食物を提供することは可能か。	本事業は、内閣府の地域女性活躍推進交付金「つながりサポート型」の交付を受けて実施するものですが、交付金の審査基準上、食料品・一般生活用品を提供する事業については、原則として認められないことになっております。 ただし、居場所づくり事業において、軽食等を提供することは問題ございません。
2 仕様書・5業務内容、 6 スケジュール概要	事業実施の開始月が「10月」となっているところ、同月より前に、本事業にかかる各種契約(広告宣伝等)を行い、事業準備を開始することは可能か。 (必須事業が月3回以上実施となっているところ、10月より前に事業準備ができない場合には、同月に月3回以上の実施が困難と思われるため。)	契約締結日以降であれば、事業実施開始までの間に、周知・広報等必要な事業準備を行うことは問題ございません。
3 仕様書・ 6 スケジュール概要	報告書の提出期限日はいつか。 (事業実施期間が3月31日までとなっているところ、同月に必須事業を月3回以上行った場合、同月中に最終報告書を提出することは困難であると思われるため。)	国への報告も3月末で求められる見込みのため、3月31日までに報告書を提出いただけるよう、事業のスケジュールを組み立てていただくこととなります。